

監査第286号
令和7年9月5日

埼玉県知事 大 野 元 裕 様

埼玉県監査委員 小笠原 薫 子

埼玉県監査委員 梶 田 美佐子

埼玉県監査委員 鈴 木 正 人

埼玉県監査委員 齊 藤 邦 明

令和6年度埼玉県内部統制評価報告書審査意見について

地方自治法第150条第5項の規定に基づき審査に付された令和6年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県監査基準に準拠し審査したので、その結果について意見書を提出します。

第 1 審査の概要

1 審査の対象

令和 6 年度埼玉県内部統制評価報告書

2 審査の着眼点

監査委員による令和 6 年度埼玉県内部統制評価報告書の審査は、埼玉県知事が作成した内部統制評価報告書について、埼玉県知事による評価が評価手続に沿って適切に実施されたか、内部統制の不備について重大な不備に当たるかどうかの判断が適切に行われているかといった観点から検討し、審査した。

3 審査の実施内容

令和 6 年度埼玉県内部統制評価報告書について、埼玉県知事から報告を受け、「埼玉県監査基準」に準拠し、「地方公共団体における内部統制制度の導入・実施ガイドライン(平成 31 年 3 月総務省)」の「V 監査委員による内部統制評価報告書の審査」に基づき、内部統制評価部局に説明を求めた上で、審査を行った。また、その他の監査等において得られた知見を利用した。

第 2 審査の結果

1 審査意見

令和 6 年度埼玉県内部統制評価報告書について、上記のとおり審査した限りにおいて、評価手続及び評価結果に係る記載は相当である。
なお、次のとおり一部に留意又は改善を要する事項が認められた。

2 留意又は改善を要する事項

(1) 効果的な聴取調査の実施について

令和 6 年度の知事部局の運用上の不備件数は 74 件で、前年度に比べ 36 件増加している。財務に関する事務に係る重大な不備は確認されていないが、運用上の不備件数は、ここ数年増加傾向にある。チェック機能が不十分であったことや確認作業を怠ったことなどの確認不足が不備発生の主な要因となっており、令和 6 年度は全体の約 8 割を占めている。

各課所においては、適切にリスクを選択し、その発生を防ぐ対応策を設定し、日常業務に組み込むなど組織として事務の適正執行に努めているところであるが、改めて内部統制の有効性を高める取組を推進する必要がある。特に、システムを活用した対応策は、不備の発生防止に効果的であることから、新たに構築した業務進捗管理システムを活用するなど、内部統制の実効性の確保に向けた取組を進めていただきたい。

評価部局においては、業務における内部統制の評価に当たり、各課所の内部統制推進員や総務担当者に対し聴取調査を実施している。本調査は、内部統制の趣旨や目的、リスク対応策などについて、各課所の職員一人一人に確実に理解され浸透しているかを確認する絶好の機会でもある。そのため、内部統制制度を推進・熟知している職員だけでなく、その他の職員にも聴取調査を実施し、リスク対応策が有効に機能し確認事務が徹底されているか、組織全体で適切に内部統制が運用されているかを確認するなど工夫を凝らした聴取調査に努めていただきたい。

(2) 実効性のある内部統制の実現について

内部統制が有効に機能するためには、制度に対する各職員の十分な理解、実践が必要である。特に、管理監督の立場にある職員は、内部統制の重要性を各職員に周知し、設定したリスクとその対応策が適切に実施されているかを確認するなど、内部統制に積極的に取り組むことが求められる。

評価部局においては、内部統制の実施責任者である課所長に対し、評価結果を適切に周知するとともに、評価結果を踏まえた具体的な取組事項を促すなど、各課所における適正な業務運営の確保に努めていただきたい。

(3) 対象事務拡大への適切な対応

令和 7 年度から個人情報保護、文書管理に関する事務が知事部局の対象事務に加わった。各課所においては、対象事務が拡大した初年度から、これまでの財務に関する事務と同様に、内部統制が有効に機能するよう推進部局と協力して取組を進めるとともに、リスク評価シートを

適宜、適切に見直していただきたい。評価部局においては、対象事務を重点的に評価するなど、実効性の確保に取り組んでいただきたい。